

1 基本理念

本校は、育友会・同窓会等と連携し、校訓「自励」の精神を体得すべく、「心規四則」の具現化に努め、真面目な近代産業人の育成を教育目標としている。

そのため、自他を敬愛し他と共に生きる姿勢を持ち、誠実で他から信頼される人間性豊かな生徒の育成に努めており、このことから、いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではないという認識のもとに、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、教育相談主任、生徒指導主事、各学年主任、当該担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで構成する。

4 未然防止のための日常的な取り組み

- (1) 魅力ある授業・学級・学校づくり
 - ① 日々の授業の充実(授業規律の確立)
 - ② 生き方・在り方教育の推進
 - ③ 生徒会活動などにおける人間関係づくりや自発性・自治力の育成
- (2) 生命や人権を大切にする教育の推進
 - ① 生徒の心身ともに健全な学校生活を支援
 - ② 人間味あふれる学年・学級活動

5 早期発見の取り組み

- (1) 個人面談週間→個人面談を年2回(4月・9月)実施
- (2) 学校生活に関する調査→調査を年間4回(5月・7月・9月・1月)実施
- (3) 悩み調査→調査を年間4回(5月・7月・9月・1月)実施
- (4) 保護者との連携→生徒、その保護者、教職員が抵抗なく相談できる体制を構築する。
- (5) 相談体制の周知→相談体制の理解とスクールカウンセラー等の活用
- (6) 個人情報の管理→個人情報保護法に基づく管理等

6 いじめに対する措置

短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、迅速かつ適切に「いじめ対策委員会」を中核にすぐ指導・対応する。

- (1) いじめ事実の有無を確認する。
- (2) いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるようにする。

7 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合及び、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を中核とし、関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行う。

また、重大事態が発生した旨を都道府県知事に報告する。